

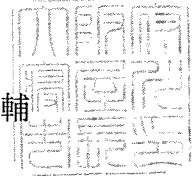
総 人 第 539 号

令和 5 年 6 月 16 日

寝屋川市役所職員労働組合

執行委員長 青木 亨 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



2023 年夏期総合生活改善闘争に関する要求書（回答）

2023 年 5 月 10 日付、寝市役所労第 8 号で要求のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

要 求	回 答
1 新しい管理監督職の在り方について早急に労使協議をすること。	1 新たな監督職については、必要に応じ協議を行う。
2 夏季一時金については、条例分を 6 月 30 日に支給すること。	2 令和 5 年 6 月の期末・勤勉手当については、条例等に基づき 2. 17 月分（暫定再任用職員については 1. 15 月分）を標準とし、令和 5 年 6 月 30 日に支給する。会計年度任用職員の期末手当については、基準日に在職し一定の基準を満たす職員に、0.5 月分を支給する。
3 夏季休暇については 7 日とし、取得期間は 6 月 1 日から 10 月 31 日までと	3 夏季休暇については、5 日間とし、取得期間は令和 5 年 6 月 1 日から令

<p>すること。</p> <p>4 2024 年度新規採用職員にあたっては、予定者数及び職種について今後の退職者数や業務量・質等を十分に考慮し、労使協議のうえ柔軟に対応すること。特に、現業職員については採用を再開すること。</p> <p>5 各職場における人員配置については、退職予定者数等を十分考慮したうえで配置すること。</p> <p>6 人事評価制度については、被評価者が自己の評価結果について十分に納得する説明と、被評価者の評価を高めるための明確な指導と助言が評価者に求められている。そのため、各評価者が制度を熟知するまで、きっちりとした評価者研修を行うこと。</p> <p>7 7月の安全月間に職場巡視行動を実施し、そのための必要な体制を整備すること。また、メンタルヘルス対策のなおいっそうの充実に努めること。</p> <p>8 地方公務員法第 28 条に基づく失職</p>	<p>和 5 年 10 月 31 日までとする。なお、常勤職員以外の職員については、5 日間を上限として、週の勤務日数・時間等を踏まえて付与する。</p> <p>4、5 人員の確保については、計画的な採用を行い、職員配置に関するヒアリング等を踏まえ、適正な配置に努める。</p> <p>6 人事評価制度については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、適正に運用する。</p> <p>7 労働安全衛生については、職場巡視を通じた職場環境改善、メンタルヘルス対策等、健康的で働きやすい職場環境の形成を図る。</p> <p>8、9 条例の制定については、引き続</p>
--	---

の特例を条例に定めること。

9 2017年に成立した改正地方自治法(2020年4月施行)で、地方公共団体の長や職員などの地方公共団体に対する損害賠償責任について、職務の遂行において善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額の上限を定め、それ以上の額は免責できるよう条例で定められるようになった。寝屋川市においても総務省が政令で示した上限基準額を最低基準として条例化すること。

き、調査・研究を行う。